

第4次沖縄県社会福祉協議会
21プラン【仮称】（素案）

平成27年12月

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

第4次沖縄県社会福祉協議会21プラン【仮称】素案

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

- 第1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 第2 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・
- 第3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・
- 第4 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・

第2章 計画の構成

- 第1 新たな福祉の流れと県社協・・・・・・・・
- 第2 基本理念・・・・・・・・
- 第3 基本目標・・・・・・・・

第3章 基本目標・推進項目

基本目標1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成・・・・・・・・

- 推進項目 1 地域福祉を担う市町村社協活動強化への支援・・・・・・・・
- 推進項目 2 社会的孤立ゼロに向けた運動の展開・・・・・・・・
- 推進項目 3 ボランティア・市民活動の充実強化・・・・・・・・
- 推進項目 4 民生委員児童委員活動の強化・支援・・・・・・・・
- 推進項目 5 災害時における危機管理体制の強化・・・・・・・・

基本目標2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

- 推進項目 1 生活困窮者等の自立に向けた支援・・・・・・・・
- 推進項目 2 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進

- 推進項目 3 運営適正化委員会の機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・
- 推進項目 4 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援・・

基本目標3 福祉サービスの質の向上

- 推進項目 1 施設提供サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・
- 推進項目 2 社会福祉法人への支援・・・・・・・・・・・・・・・・
- 推進項目 3 福祉人材の養成・確保・定着等の推進・・・・・・・・
- 推進項目 4 介護技術等の普及による介護意識の醸成・・・・・・・・

基本目標4 明るい長寿社会づくり

- 推進項目 1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進・・・・・・・・
- 推進項目 2 高齢者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・

基本目標5 企画広報・助成・提言活動の推進

- 推進項目 1 調査研究・企画活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・
- 推進項目 2 福祉施策への提言・要請活動の強化・・・・・・・・
- 推進項目 3 広報・啓発及び情報提供機能の強化・・・・・・・・
- 推進項目 4 資金助成による活動支援の推進・・・・・・・・

基本目標6 組織体制・財政基盤の強化

- 推進項目 1 組織体制・財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・

その他関係資料

- 計画策定の経緯
- 参考資料一覧

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

沖縄県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、平成13年から「沖縄県社会福祉協議会21プラン」を定め、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）や施設団体等への支援を通して、本県の地域福祉の推進を図ってきました。

平成27年度は、平成23年度から5か年計画として策定した「第3次沖縄県社会福祉協議会21プラン」が最終年度となったことから、引き続き本県の地域福祉を総合的・計画的に推進すべく、この間の成果を踏まえた評価分析を行い、次期プランの策定に向けて本会のあるべき姿、新たな機能と役割について検討を重ねてきました。

社会情勢の変化に伴い大きな制度変革の時期を迎えている中、社会の要請に応じて、福祉サービスの更なる向上並びに住民同士が相互に支え合う地域福祉活動の推進を目指し、平成28年度からスタートする「第4次沖縄県社会福祉協議会21プラン(仮称)」(以下、「第4次プラン」という。)を策定いたしました。

第2 計画の基本的な考え方

この計画は、社協が地域の生活課題を把握し、住民参加によって解決する組織であることを踏まえ、本県における地域福祉活動を総合的に推進していくことを目的とした、本会の事業活動と組織の経営基盤強化の方向性を示すものです。

なお、本計画は「沖縄21世紀ビジョン」を踏まえつつ、平成28年度からスタートする「沖縄県地域福祉支援計画」と連動させながら進めていきます。

第3 計画の期間

第4次プランの実施期間は、平成28年度から33年度までの6年間とします。

第4 計画の進行管理と評価

第4次プランの進行の管理については、毎年度、本会の常設委員会である総合企画委員会において進捗状況の把握と取組みについての評価を行い、理事会・評議員会へ報告をします。

また、計画の中間年度となる平成30年度には、総合的な見直しを実施します。

なお、最終年度の平成33年度には、総合企画委員会において総括評価を実施するとともに、新たな課題の整理を行い、次期計画を策定します。

第2章 計画の構成

第1 新たな福祉の流れと県社協

今、社会福祉の分野では、平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」や「子ども・子育て支援新制度」、「医療介護総合確保推進法」、「介護保険制度の改正」等に伴い、地域包括支援体制の実現に向けた大きな変革の時期を迎えています。

また、社会福祉法人については、財政上優遇措置がある社会福祉法人と新たに福祉事業に参入する株式会社等が同じ条件でサービスを提供していることや内部留保の問題等から大きな改革が進められ、特に法人経営の透明性の確保や地域における公益的活動等について更なる取組みが求められております。

これまで本会は、市町村社協と協働し、地域住民、民生委員児童委員、NPO、ボランティアなど多様な主体の参画のもと、ふれあい・いきいきサロンやミニデイサービス、見守り・生活支援ネットワーク活動などの小地域福祉活動の推進に取り組んできました。

さらに、第3次プランにおいて、全国的な課題となっている小地域福祉活動の展開や社会的孤立ゼロに向けた運動の推進をはじめ、県社協・県内5地区の市町村社協連絡協議会・市町村社協間における「県内社協災害時相互応援協定」の締結や県内初の災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施したほか、福祉サービスの質の向上を目的に福祉・介護人材育成基盤整備事業を通じた人材育成の強化にも取り組んできました。

しかし、全国と同様に県内でも、核家族化の進行による家族形態の変容や地域における相互の助け合い機能の低下、依然として厳しい雇用状況等を背景に、生活困窮者や子どもの貧困をはじめ、孤立死、引きこもり等も大きな生活課題となっております。

本会が平成25年度に実施した「民生委員・児童委員から見た地域の福祉課題」の調査結果からも、生活困窮の問題をはじめ、一人暮らし高齢者や障害者、若者の引きこもり等、地域との関係の希薄化による社会的孤立の課題が浮き彫りになりました。

また、全国では既に超高齢社会（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が21%を超える）を迎えています。本県では少し遅れて平成32年に21%を超える状況にあることや、離島・小規模町村が多く存在するという特性を抱えています。

これらのことを踏まえ、本会には新たな福祉課題・生活課題に柔軟に対応できる福祉サービスの確立や、現行の制度では対応が困難なニーズに応える福祉サービス・活動の積極的な展開に向けた調査研究・提言機能の発揮が求められています。

今後とも、沖縄独自の風土や歴史、ユイマールやイチャリバチョーデーなどに象徴される県民に根差した助け合いの福祉文化を守り、これまで各地域の実情に応じて取り組まれてきた小地域福祉活動を大事にしながら、新たな課題解決に向けた支援体制、地域住民による支え合い体制の構築を図ります。

加えて、より身近な地域における総合相談・生活支援機能のさらなる強化に向けて、様々な機関・団体とのネットワークによる連携・協働した実践をこれまで以上に推進します。

第2 基本理念

これらの役割を果たすべく、本会は、変化する社会情勢と住民の福祉課題や生活課題を的確に把握し、「自立と共生」の理念に立ち、沖縄の福祉文化を創造しつつ、県民一人ひとりが共に支え合い、安心して生活できる地域社会を形成していくため、県民並びにあらゆる関係者の参画と協働のもと、地域福祉活動を総合的に推進します。

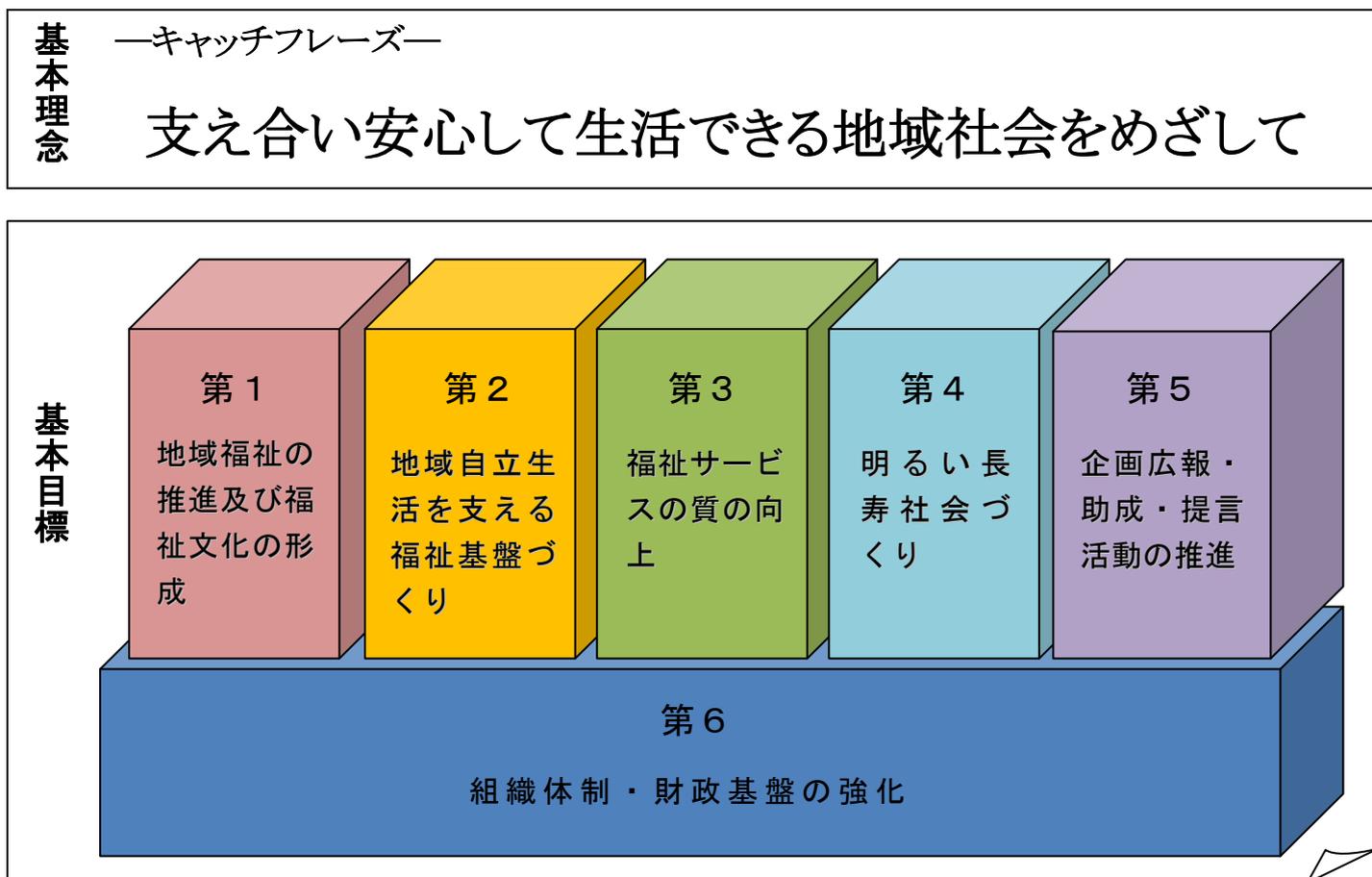
「キャッチフレーズ」

支え合い安心して生活できる地域社会をめざして

第3 基本目標

第4次プランでは、本県における福祉課題の解決を図るため、本会の取組みを5つの課題に整理し、計画的に着実に実施するため組織体制・財政基盤の強化と併せて、「基本理念」と6つの「基本目標」の下、20の「推進項目」に整理し、各事業を実施します。

— 計画の基本的な枠組み —



基本目標1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

市町村社協、民生委員児童委員、NPO 団体、ボランティア、地域住民等の参画のもと社会的孤立の解消・防止や災害時の対応力強化、見守り・生活支援ネットワーク活動のさらなる推進、小地域福祉活動の充実に向けた取組みを強化します。

併せて、地域住民自らが主体的に関わる地域福祉を推進することにより、それぞれの地域に根差した支え合いの福祉文化を創造していきます。

基本目標 2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、各市町村社協における総合相談・生活支援活動の強化をはじめ、包括的な権利擁護の充実に向けた取り組みを強化します。

基本目標 3 福祉サービスの質の向上

利用者等へ良質で安定的なサービスを提供するために、社会福祉法人・施設への支援を強化し、福祉人材の養成、確保、定着に向けた取組みを行うとともに、一般県民や介護従事者への介護知識等の普及を推進します。

基本目標 4 明るい長寿社会づくり

高齢になっても、これまで培ってきた知識と経験を活かしながら地域活動の担い手として主体的に社会とのつながりを持ち、心身ともに健やかで生き生きと暮らしていけるように、高齢者の生きがいと健康づくりの推進をはじめ、安定した生活を支えるための就労支援に取り組みます。

基本目標 5 企画広報・助成・提言活動の推進

県内の福祉課題を解決するための調査研究、提言活動の強化、広報・啓発活動への取り組みを強化します。また、社会福祉振興基金等の民間助成金を活用した県内の先駆的な活動団体への助成を実施します。

基本目標 6 組織体制・財政基盤の強化

上記の5つの基本目標を達成するための土台として、組織体制・財政基盤の強化を図り、経営の適正化と透明性の向上に取り組みます。

基本目標	推進項目	実施計画
1. 地域福祉の推進 及び福祉文化の形成	1. 地域福祉を担う市町村社協 活動強化への支援	(1) 小地域福祉活動の推進支援
		(2) コミュニティソーシャルワークの推進
		(3) 地域福祉活動計画策定の推進
		(4) 市町村社協の組織強化への支援
	2. 社会的孤立ゼロに向けた運 動の展開	(1) 社会的孤立ゼロに向けた運動の推 進
		(2) 社会的孤立対策モデル事業の推進 支援
	3. ボランティア・市民活動の充 実強化	(1) 市町村社協ボランティアセンターへ の支援
		(2) ボランティア・NPO活動の推進支援
		(3) 福祉教育・ボランティア学習の推進
	4. 民生委員児童委員活動の 強化・支援	(1) 民生委員児童委員活動の強化・支 援
	5. 災害時における危機管理体 制の強化	(1) 災害時における支援体制の整備と強 化
		(2) 災害時における支援活動の実施
	2. 地域自立生活を 支える福祉基盤づくり	1. 生活困窮者等の自立に向 けた支援
(2) 生活福祉資金貸付事業等の効果的 な実施		
2. 福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)の推 進		(1) 福祉サービス利用援助事業(日常生 活自立支援事業)の推進
		(2) 成年後見制度の利用支援
3. 運営適正化委員会の機能 強化		(1) 苦情解決体制の整備促進と機能強 化
		(2) 福祉サービス利用援助事業の適切 な運営監視
4. 福祉サービスを必要とする 矯正施設退所者への支援		(1) 地域生活定着支援事業の実施

基本目標	推進項目	実施計画
3. 福祉サービスの質の向上	1. 施設提供サービスの質の向上	(1) 専門的な各種研修会等の推進
		(2) 福祉課題解決に向けた取組みの推進
	2. 社会福祉法人への支援	(1) 社会福祉法人・施設への支援
		(2) 地域における公益的な活動の推進
	3. 福祉人材の養成・確保・定着等の推進	(1) 福祉の仕事に関する普及・啓発
		(2) 福祉に関する資格取得のための支援
		(3) 無料職業紹介事業等を通じた福祉人材確保
		(4) 福祉従事者の体系的な養成研修の実施
		(5) 福祉従事者の育成・定着に向けた支援
	4. 介護技術等の普及による介護意識の醸成	(1) 県民や介護従事者への介護知識・技術の普及啓発
(2) 多様な福祉用具の普及		
4. 明るい長寿社会づくり	1. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進	(1) アクティブシニアの社会参加の促進と生きがいづくり
	2. 高齢者の就労支援	(1) 高齢者無料職業紹介事業の実施
5. 企画広報・助成・提言活動の推進	1. 調査研究・企画活動の強化	(1) 福祉問題の調査研究の計画的推進
	2. 福祉施策への提言・要請活動の強化	(1) 福祉施策の立案・提言活動の展開
	3. 広報・啓発及び情報提供機能の強化	(1) 福祉に関する広報・啓発及び情報提供機能の充実
	4. 資金助成による活動支援の推進	(1) 社会福祉振興基金助成事業の効果的な運用
(2) 民間助成に関する情報提供と活用支援		
6. 組織体制・財政基盤の強化	1. 組織体制・財政基盤の強化	(1) 組織体制の強化
		(2) 経営の適正化と透明性の確保
		(3) 財政基盤の強化